

| 番号 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管官庁の検討結果 | | | 該当法令等 |
|----|--------------------------------|--|-------|-------|--|--------------|--|--------------------------|
| | | | | | 制度の現状 | 対応の分類 | 対応の概要 | |
| 1 | 農地転用許可要件の緩和(農振農用地区域内農地及び第1種農地) | <ul style="list-style-type: none"> ・農振農用地区域内農地及び第1種農地における農地の工場用地への農地転用の許可要件を緩和してほしい。 ・工場団地近隣や、アクセスが良い新東名IC周辺の農地であっても、農振農用地区域内農地や第1種農地の場合には、農地転用が難しく、やむなく遠隔地に工場が点在するケースも多い。 ・要件が緩和されれば、生産、企業の効率化に繋がる。 | 企業・団体 | 農林水産省 | <ul style="list-style-type: none"> ・農地を工場用地に転用する場合には、農地転用許可の基準を満たした上で、都道府県知事又は指定市町村の許可を受ける必要があります。 | 条件を満たせば可能性あり | <ul style="list-style-type: none"> ・農地転用許可制度では、優良農地を確保するため、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導することとしています。一方、地域の経済活動等のニーズにも配慮して調整を行う仕組みとしており、農業振興地域の農用地区域内の農地及び第1種農地を工場用地に転用する場合には、次のように対応することが可能となっています。 ①農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年7月1日法律第58号)第8条に規定する農用地区域内にある農地である場合には、周辺農地の効率的な利用に支障がないこと、土地改良事業完了後8年を経過していること等の一定の要件を満たせば、都道府県知事の同意を得て農用地区域から除外することができます。 ②第1種農地である場合は、例えば、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和46年法律第112号)に基づく実施計画に位置づけられる場合又は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)に基づく地域経済牽引事業計画に位置づけられる場合には、転用を許可することができます。 | 農地法 |
| 2 | 農地耕作条件改善事業交付金にかかる土地利用制限の緩和 | <ul style="list-style-type: none"> ・当交付金を受けた農地について、農地以外の土地利用をする場合に対する交付金返還措置の弾力的な運用を要望する。 ・地域活性化の観点から、オリーブの栽培・オリーブオイルの生産・販売、観光農園の経営など6次産業化を進めている。 ・オリーブ園として使用中に農地のうち、一部を搾油所等の事業のため土地利用を検討しているが、「農地耕作条件改善事業交付金」を受けて盛り土を行った区域については規制があるため整備できない状況にある。 | 企業・団体 | 農林水産省 | <ul style="list-style-type: none"> ・農地耕作条件改善事業においては、実施要領において、補助金交付の目的が達成されるよう、整備後の農地に対して、一定の規制を設けています。具体的には、整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により10アール以上の受益地が転用された場合には、原則として、当該補助金を返還すること等を求めています。 | 条件を満たせば可能性あり | <ul style="list-style-type: none"> ・農地耕作条件改善事業の実施要領に定めている通り、受益地における農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、地方農政局長等が相当と認める場合等には、補助金返還の例外としているところであり、地方農政局や関係機関とよく御相談いただきたい。 | 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 |
| 3 | 国有林の入林要件の緩和 | <ul style="list-style-type: none"> ・国有林の入林要件の緩和を提案する。 ・現状伊豆半島国有林は柵で囲まれ原則入林禁止になっているが、西伊豆から東伊豆に連なる国有林には原生林もあり観光資源として高い潜在力がある。 ・今までも林野庁への国有林の活用の申し入れを試みるも過去に例がないため進展していない。 ・国有林が活用できれば、古道再生、トレイルツアーへの活用をはじめとする観光などの新たな事業の展開が可能となる。 | 企業・団体 | 農林水産省 | <ul style="list-style-type: none"> ・国有林への入林については、原則、入林届の提出をお願いしていますが、希少動植物の保護や原生的自然の保護が必要な場合と、入林者の安全確保や国有林野の適切な管理に特に必要な場合を除き、立入制限を行うことはありません。 ・その上で、伊豆半島の国有林においては、一部シカの被害防止のための防護柵を設置していますが、立入禁止措置としての柵は設置しておらず、入林届の提出があれば、原則、入林することが可能です(レクリエーションの森、スキー場、野営場、登山道等、森林管理署長等が認めた広く一般公衆が利用できる地域に、レクリエーション目的として入林する場合は届出不要)。 | 現行制度で対応可能と確認 | <ul style="list-style-type: none"> ・国有林の入林要件の緩和のご提案ですが、広く一般公衆が利用できる地域に、レクリエーション目的として入林する場合は手続きが不要であり、その他の地域についても届出制としております。伊豆半島の国有林における手続きについては、関東森林管理局、伊豆森林管理署にご確認ください。 | 森林管理局国有林野管理規則細則 |

| 番号 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管官庁の検討結果 | | | 該当法令等 |
|----|---|---|-------|------------|--|-------|---|-------|
| | | | | | 制度の現状 | 対応の分類 | 対応の概要 | |
| 4 | 国立公園における自然公園法による建築規制(建ぺい率20%)の緩和 | <ul style="list-style-type: none"> ・国立公園における自然公園法による建築規制(建ぺい率20%)の緩和を提案する。 ・富士箱根伊豆国立公園内(国道135号線沿い)の遊休地が、自然公園法による建築規制(建ぺい率20%)の制限により活用が阻まれている。 ・建物建築後、ガレージや付属物を増築することで建ぺい率がオーバーとなるケースがあり、流通の阻害要因となっていることがある。 | 企業・団体 | 環境省 | <ul style="list-style-type: none"> ・国立公園は、自然公園法の体系の中にあつて、我が国の自然を代表する傑出した自然の風景地について、環境大臣が指定し、保護管理を行っているものです。 ・国立公園の中でも特別地域については、風致を維持するために環境大臣が指定した地域であり、特別地域内の開発行為については事前に環境大臣の許可を得る必要があります。 ・許可申請の許可の適否の審査にあたっては、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準により、風致上の支障の有無について判断しているところです。 | 対応困難 | <ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法施行規則第11条は、国立公園特別地域内の開発行為にかかる許可申請について、当該地の風致を維持するために必要な許可の基準を規定したものです。建築物を設置する際の建蔽率の規定もこの目的のもと決められているものです。 ・我が国を代表する傑出した自然の風景地である国立公園の風致を維持するために必要な規定であり、本提案については受入れることはできません。具体的な建築計画については、管轄する管理事務所等にご相談ください。 | 自然公園法 |
| 5 | 保育園運営に対する補助金制度(児童の年齢が上がるごとに補助単価が下がる制度)の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・保育所運営に対する補助金は、保育する児童の年齢により補助金の単価が異なり、年齢が上がるごと単価が低くなる制度について見直しを検討願いたい。 ・保育する児童年齢があがるごとに単価が下がると、保育所運営において、採算面から単価の高い年齢層を中心に募集を行うことになり、地域の実態に必ずしも対応できなくなっている。 | 企業・団体 | 内閣府 | 調整中 | | | |
| 6 | 公証人の認証、法務局の公証人押印証明及び外務省の証明(公印確認又はアポストイーユ)の取得が可能なワンストップサービスが受けられる公証役場の拡大 | <ul style="list-style-type: none"> ・海外法人の設立および登記内容変更手続き等の際に必要な書類の公証手続きにおいて、静岡県内の公証役場でもワンストップサービスが受けられるよう要望する。 ・外国での各種手続きのために書類を提出する際、外務省の証明(公印確認又はアポストイーユ※)の取得が必要な場合が多い。 ・私文書(公文書の翻訳文等も含む)の場合は、通常、公証役場の公証人の認証、法務局の公証人押印証明を経ないと外務省の証明(公印確認又はアポストイーユ)を取得することができないが、東京都、神奈川県、大阪府に限りその手続きをワンストップで行える公証役場がある。(ワンストップサービス) ・しかし、静岡県内企業は静岡県内でワンストップサービスが受けられないため、手続きの都度外務省に出向く必要があり時間と費用の負担が大きい。 ※アポストイーユ…ハーグ条約(外国公文書の認証を不要とする条約)に基づく外務省の証明。当条約締結国に対しては、アポストイーユを取得することで駐日大使館・(総)領事館の認証が不要になる。 | 公益法人 | 法務省 外務省 | <ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップサービスとは、申請者からの要請に基づき、公証人の認証、法務局の公証人押印証明及び外務省の公印確認またはアポストイーユを一度に取得できるサービスであり、利用者の利便性向上のため、特に需要が見込まれる地域に所在する公証役場(東京法務局管内・横浜地方法務局管内・大阪法務局管内)において、実施しているものです。 ・なお、ワンストップサービスを規定している法律はなく、通達等により運用しています。 | 継続検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップサービスの全国的な対象地域の拡大は利用者の利便性の観点から重要であり、利用件数や利用者のニーズを勘案しつつ、外務省・公証役場と調整の上、段階的に拡大することを検討しており、令和元年度中に、第1段階として、新たに導入する地域を選定する予定です。 | 通達等 |
| 7 | 政令指定都市における事業所税の税率の緩和 | <ul style="list-style-type: none"> ・政令指定都市において総床面積1,000㎡を超える建物において、事業者一律1㎡あたり600円の事業所税がかかる。また、1棟あたりではなく、事業所単位で累積され課税対象が決められている。 ・結果として、政令指定都市内で事業拡大検討するも、事業所税負担から政令指定都市ではない市町村に変更することとなり、市内の事業所拡張に支障を来しているため、課税対象の総床面積1,000㎡の引き上げや、事業所単位ではなく1棟単位の床面積で課税の有無を決定する等の緩和を要望する。 | 企業・団体 | 総務省 | 規制改革ホットラインの対象外のため不受理⇒対応困難 | | | |